

任期付自衛官募集要項

航空自衛隊第9航空団

1 応募資格

次の各号を満たすものとする。

- (1) 元自衛官で、自衛官としての勤務が1年以上の者
- (2) 自衛隊退職時の階級が又は現に指定されている予備自衛官の階級が3等空曹及び空士長の者
- (3) 採用期間中、満54歳以下の者
- (4) 日本国籍を有する者
- (5) 自衛隊法第38条第1項の規定（※）に該当しない者

※ 自衛隊法第38条第1項の規定

- 一 成年被後見人又は被補佐人
- 二 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した

1 受付期間

令和7年5月30日（金）まで（締切日必着）

※ 志願があった都度、採用試験を実施するため、採用者が決定した場合は、上記受付期間内であっても募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

2 採用予定自衛官の従事予定業務及び応募資格等

採用部隊及び従事予定業務	採用人員	任用予定年月日	受付期間
航空自衛隊 第5高射群 第18高射隊 (庶務業務)	1名	採用日～ 令和7年12月11日	ホームページ掲載期間～ 令和7年5月30日（金） (締切日必着)

注：志願があった都度、採用試験を実施します。このため、採用者が決定した場合は上記受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。

3 勤務地

航空自衛隊 知念分屯基地（沖縄県南城市佐敷字佐敷1641）

4 応募手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、航空自衛隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/asdf/recruit>) 又は航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班で取り扱っております。

郵送で請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒（角形2号、返信用切手（120円）貼付）を同封し、下記の連絡先まで郵送して下さい。

(2) 志願書類の請求及び応募先

〒901-0144

沖縄県那覇市字当間301

航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班（担当者：安達）

電話番号：098-857-1191（内線：3222）

(3) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を第9航空団司令部人事部人事班に持参又は送付して下さい。

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼って下さい。 （脱帽、正面向、上半身のもので縦4cm横3cmのもの）	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼って下さい。	1部
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手（120円）を貼って下さい。	1部

注：1 本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 提出していただいた志願票等は、返却致しませんのでご了承下さい。

5 試験

(1) 試験期日：志願票到着後、別途連絡致します。

(2) 試験場：航空自衛隊 那覇基地（沖縄県那覇市字当間301）

(3) 試験種目：口述試験及び身体検査

6 合格者への通知

合格発表は、書面をもって行います。

なお、電話等による個別の問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

7 採用時の身分

航空自衛官（採用時の階級は、3等空曹以下の階級）

8 採用時の給与等

(1) 勤務経験などにより決定されます（自衛官俸給表の適用を受けます。）。

(2) 通勤時の実態に応じて通勤手当が支給されます。

(3) 勤務の内容に応じて各種手当が支給されます。

(4) 国家公務員共済組合法が適用されます。

9 勤務時間等

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の適用を受けます。

10 その他

- (1) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常等がある場合には、不採用となることがあります。
- (2) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。
- (3) 受験のための旅費は、各自の負担になります。
- (4) 受験票を紛失した場合、また、志願書類の提出後に住所等を変更した場合は、速やかに担当者まで連絡をお願いします。
- (5) その他、不明な点については、担当者までお問い合わせ下さい。